

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	焼骨等の埋蔵	
根拠条例等・条項	堺市霊園条例施行規則（以下「規則」）第14条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 霊園使用許可証の原本が提示され堺市霊園焼骨埋蔵届に火葬許可証、改葬許可証又は分骨を証する書類等を添えて申請しているか。 （規則第14条第1項）</p> <p>2. 代理人による申請の場合は委任状の添付があるか。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日
	標準処理期間を設定できない理由	